



2023年5月12日

各 位

会社名 福留ハム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福原 治彦  
(コード番号:2291 東証スタンダード市場)  
問合せ先 経営管理本部長 梶原 勝  
(TEL 082-278-6161)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月23日開催予定の当社第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、2023年3月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、透明性を確保するとともに意思決定のさらなる迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、これに伴う条数の変更等を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月23日(予定)

以 上



現行定款	変更案
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>11名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">≪新 設≫</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>2                    ≪条文省略≫</p> <p>3                    ≪条文省略≫</p> <p>4                    ≪新 設≫</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">≪新 設≫</p> <p style="text-align: center;">≪新 設≫</p> <p style="text-align: center;">≪新 設≫</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2                    ≪現行どおり≫</p> <p>3                    ≪現行どおり≫</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査等委員を選任する事ができる。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条 ～                    《条文省略》 第24条</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第26条                《条文省略》</p> <p>                          《新 設》</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2                        《条文省略》</p>	<p>第22条 ～                    《現行どおり》 第24条</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要 する場合は、この期間を短縮することができ る。</p> <p>2 前項のほか、取締役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開く ことができる。</p> <p>第26条                《現行どおり》</p> <p>                          (重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p><u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事 項を除く。)の決定の全部または一部を取締 役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として<u>当</u>会社から受ける財産上の利益 は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役(取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法 令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議 <u>によって</u>免除することができる。</p> <p>2                        《現行どおり》</p>

現行定款	変更案
<p><u>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(員 数)</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	
<p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任する事ができる。</u></p>	
<p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>	
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、第30条3項により選任された補欠監査役が監査役に選任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>《削除》</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>≪新設≫</p> <p>≪新設≫</p> <p>≪新設≫</p> <p>≪新設≫</p>	<p>≪削除≫</p> <p>第5章 <u>監査等委員会、会計監査人</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第38条</u>            &lt;&lt;条文省略&gt;&gt;</p> <p>                          第6章 計 算</p> <p><u>第39条</u></p> <p>    ~                &lt;&lt;条文省略&gt;&gt;</p> <p><u>第42条</u></p> <p>                          &lt;&lt;新 設&gt;&gt;</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第 33 条</u>            &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt;</p> <p>                          第6章 計 算</p> <p><u>第34条</u></p> <p>    ~                &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt;</p> <p><u>第37条</u></p> <p>                          <u>附 則</u></p> <p>                          <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、第72期定時株主総会終結</u> <u>前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定</u> <u>の監査役（監査役であった者を含む。）の損</u> <u>害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内</u> <u>で取締役会の決議によって免除することがで</u> <u>きる。</u></p> <p><u>2 第 72 回定時株主総会終結前の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)の行為に関す</u> <u>る会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を</u> <u>限定する契約については、なお同定時株主総</u> <u>会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項</u> <u>の定めるところによる。</u></p>